

京都市告示第 95 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年6月12日

京都市長 榎本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
供用開始の期日                告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	延 長	敷地の幅員
山科大塚経80号線	山科区大塚北溝町53番地の5地先から同町55番地の1地先まで	メートル 32.00	メートル 4.03 ~ 8.70
山科大塚緯59号線	山科区大塚北溝町53番地の11地先から同町50番地の1地先まで	24.10	4.97 ~ 6.86
上烏羽南部緯4号線	伏見区竹田向代町105番地地先から同町106番地地先まで	21.10	6.00 ~ 12.00
上烏羽南部自歩1号線	伏見区竹田向代町104番地地先内	24.50	5.95 ~ 13.90

(建設局土木管理部道路明示課)